

最高裁判所裁判官国民審査の投票法

(1) 辞めさせたい意思がある裁判官には「×」を記載

「辞めさせたい意思がない裁判官については、投票用紙の記載欄に何も記載せず、投票箱に入れなければならない」

投票用紙に「○」を記入するなど、「×」以外を記載した場合は無効

「×」が記入された票が、何も記入されていない票を超えた場合、その裁判官は罷免されるが、過去に罷免となったケースは無し。

(2) LEPIA顧問の大山勇一弁護士よりお知らせ

私が事務局長を務めている日本民主法律家協会で、最高裁国民審査についてのプロジェクトチームを作り、審査を受ける11名の裁判官に関する「パンフレット」を作成しましたので、添付します。日本民主法律家協会のホームページからダウンロードすることもできます。

https://www.jdla.jp/shinsa/images/kokuminshinsa21_5.pdf

拡散・使用は無料。自由にご活用ください。

以下パンフ内容

- 1) 代表的な裁判で争点に分かれるものを取り上げています。
- 2) どのような基準で「バツ」を付けるべきかを示しています。
- 3) 上記の基準に従って、バツを付けるべき裁判官を明示しています。
- 4) 憲法と人権を守る最高裁へ変えるという運動のために作られています。

東京地裁司法記者クラブにて記者会見を行い、最高裁を変えたい想いを込めた「声明」も発表。

(3) LEPIAでは、最高裁「**辺野古サンゴ 沖縄県の敗訴確定**」令和3年(2021年7月6日)の裁判官が、国民審査投票対象3名も含まれながら、掲載されていませので以下に付則します。国民審査公報の記事もその下に転載します。

熟読、投票判断を宜しく願います。

以下

国民審査法に公表されていない**辺野古サンゴ 沖縄県知事の敗訴確定** 最高裁判所小法廷

裁判長裁判官 **×** 林道晴 裁判官 **×** 戸倉三郎 ◎宮崎裕子 ◎宇賀克也 **×** 長嶺安政

「最高裁にも主張受け入れられた」沖縄県の訴え棄却 加藤官房長官が認識

沖縄知事「主張の正当性を確信」最高裁判決を受け強調 反対意見を評価

反対意見「追い風に」沖縄県、不承認へ理論構築

地方自治を揺るがす判決

(沖縄タイムスより)

× 林道晴裁判長 長嶺安政裁判官、都倉三郎裁判官の多数意見

(注：都倉裁判官は国民審査の対象ではない)

上告人(沖縄県知事)の判断は、本件護岸工事を事実上停止させ、これを適法に実施し得る沖縄防衛局の地位を侵害するという不合理な結果を招来するものというべきである。

上告人(沖縄県知事)の判断は、当然考慮すべき事項を十分に考慮していない一方で、考慮すべきでない事項を考慮した結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきである。

本件指示の時点で、上告人において本件各申請の内容に必要な性を認めることができないと判断したことは、裁量権の範囲の逸脱またはその乱用に当たる。

上告受理申し立て理由は、上告受理の決定において排除された。

◎ 裁判官宇賀克也、同宮崎裕子の反対意見（宮崎裁判官は国民審査の対象ではない）

裁判官宇賀克也の反対意見

私は、多数意見と異なり、上告人（沖縄県知事）が是正の指示の時点で、本件各許可処分をしなかったことが、裁量権の範囲の逸脱またはその乱用として違法であるとはいえないと考える。その理由は、

海底等の情報が不確実な段階で審査がなされることも想定され、承認の時点で確実に判断することが困難な内容を含む、将来予測型情勢判断とならざるを得ない。そのため、設計の概要の変更は制度上予定されている。

設計の概要に従った工事を行って当該埋立事業を完成させることが不可能なことが客観的に明白であるという特段の事情がある場合には、設計の概要の変更が必要になる。

本件では、沖縄防衛局が実施設計のための海底地盤調査を行ったところ、設計の概要の前提とされた土質と異なり、設計の概要に従った工事を実施した場合、埋め立ての安全性が認められないことが客観的に明らかになり、同局もこのことを認めている。

当該埋め立ての目的は実現できないことになる。埋め立て工事の続行は許されるべきではなく、当初の承認は撤回されるべきであろう。

公有水面埋立法に基づく承認がなされているとしても、特別採捕許可の申請の許否の判断においては、漁業法等その他漁業に関する法令とあいまって、沖縄県における水産資源の保護培養、漁業調整等を図ることという本件規則1条の目的を踏まえる必要がある。

本件では、大浦湾側の大半に軟弱地盤が存在している。本件変更申請が不承認になった場合、本件各申請に係るさんご類の生息箇所のみのは無意味になるといわざるを得ない。

他方において、さんご類の移植は極めて困難で、移植を行っても大半のさんご類が死滅する。そのことに鑑みれば、さんご類の移植は、それ自体として見れば、さんご類に重大かつ不可逆的な被害を生じさせる蓋然性（がいぜんせい）が高い行為といっても過言ではない。

本件変更申請が拒否されることになれば、移植されたさんご類の生残率は高くないこと等から、水産資源の保護培養という水産資源保護法の目的に反することになってしまう。

当初の設計の概要に比べて約6倍の量の砂を使用して、深度約70メートルまでくいを海底に打ち込まなければならない箇所が存在するなど、きわめて大規模な工事が必要

上告人（沖縄県知事）は、本件指示の時点において、要考慮事項を考慮するための情報が十分に得られなかったことについて上告人の責に帰すべき事案であるとはいえない。

本件指示の時点において、上告人が本件各許可処分をしなかったことが裁量権の範囲の逸脱またはその乱用に当たるとまではいえないと考えられる。

裁判官 宮崎裕子の反対意見。（注：宮崎裁判官は今回の国民審査対象ではない）

私は、宇賀裁判官の反対意見に全面的に同調するが、補足して述べる。

本件では、本件埋立承認後に大浦湾側における大半の水域に軟弱地盤が存在することが判明し、本件地盤工事を実施しなければ、大浦湾側の埋め立てについて所定の安全性を確保できないことが明らかになった。

本件地盤工事は、本件埋立出願の願書に記載された設計の概要（以下「当初の設計の概要」という）に全く含まれていなかった地盤改良工事であるから、当初の設計の概要に本件地盤工事を追加する旨の変更承認を受けない限り、この埋め立てを施行することはできない

大浦湾側の埋め立てについては、本件軟弱区域の埋め立て工事を実施することが技術的に不可能になるとともに、本件地盤工事を経ない限り所定の安全性を確保できないことが明らかになっていた。

本件指示の時点では、変更承認の申請すらされていなかったもので、本件軟弱区域の埋め立て工事を実施できるかどうかは、まだ不確定な状況にあった。

多数意見が、本件埋立出願は、本件埋立承認により環境保全等につき十分配慮され公有水面埋立法に適合すると判断され妥当な環境保全措置が採られる限り、漁業法等の目的にも沿うものであると判示している部分には賛成できない。埋め立ては要件に適合しているとはいえないことが強く推認できるといえる。

沖縄防衛局は、本件護岸工事を行うことができる法的地位を有するから、他の法令に違反しない限りは、当該工事を行うことができるとはいえるが、法的地位があるというだけで本件規則による造礁さんご類の採捕禁止の適用除外や特別採捕許可を受けられると解すべき法的根拠は見当たらない。

埋立承認に係る大浦湾側の埋め立て自体が不確定な状況であり、かかる不確定な埋め立てが適合していると評価することはできない。

埋立承認が有効に存在していることだけを理由として、採捕が漁業法等の目的に沿う環境保全措置に該当すると判断することはできない。

2021/06/23 大法院判決

— 夫婦別姓（氏）を認めない民法と戸籍法の規定について、
最高裁大法院「違憲」としたのは三浦守、宮崎裕子、宇賀克也、草野耕一の4裁判官ですので、特記します。

①深山 拓也

地裁・高裁判事 高裁長官、法務省参事官、大臣官房参事官、司法法制部長、法務省民事局長

最高裁判所において関与した主要な裁判

平成30年12月19日 大法院判決

平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙について 小選挙区制の区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとは言えず、公職選挙法の規定が憲法に違反するということができない。（多数意見）

令和2年3月30日 小法院判決

タクシー労働者の歩合給の計算にあたり、残業手当分を控除し、その上で支払われても、残業手当の額が歩合給の減額につながり、歩合給が0円になることもあり、労働基準法37条の割増賃金が支払われたとは言えない（全員一致 裁判長）

令和2年11月18日 大法院判決

令和元年7月21日施行の参議院議員通常選挙において選挙区選出の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたということはない。（多数意見）

令和3年2月24日 大法院判決

市長が都市公園内の公有地に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して、同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないもので、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当する。（多数意見）

令和3年5月17日 小法院判決

石綿含有建材製造販売メーカーが粉塵の危険性等を表示すべき義務を怠ったなどの判決の下で、国は、石綿関連疾患に罹患した労働者、一人親方に対し、損害賠償責任を負う。（全員一致、裁判長）

令和3年6月23日 大法院決定

夫婦が夫または妻のいずれかを称するという規定の民法750条及び、これを受けて夫婦が称する氏を婚姻届の必要事項としている戸籍法74条1号は、憲法24条に違反しない。（多数意見、補足意見付加）

心構え 最高裁判所はに係属する事件は、憲法や法律の解釈をめぐり、対立するものばかりですが、当事者の意見を傾聴し、社会・国民の意識の変化を踏まえ、どのような解釈によるべきか探求する姿勢で取り組みます。

②岡 昌晶

株式会社ニフコ監査役、東大大学院講師、東京弁護士会副会長、日弁連倒産法制等検討委員会委員長、全国農協経営管理委員、事業再生研究機構代表理事、三井銀行監査役、住友生命社外取締役、（株）三井住友銀行社外取締役

最高裁判所において関与した主要な裁判 なし

心構え 日本国憲法76条3項「すべて裁判官は、その良心に従い、独立してその職権を行い、この憲法及び法律のみに拘束される」を念頭に置き、仕事の根本原理とします。

良心の充実向上に努め、独立はするが、独善に陥らないように自戒し、記録資料をよく読み、自分の頭で考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚と多面的で深みのある熟議を尽くし、事件には全力で取り組みます。

憲法81条「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所」を心に刻み全うします。

③宇賀 克也

東大公共政策大学院教授兼担 日弁連副会長、関税等不服審査会関税知的財産分科会部長、総務省代表自治紛争処理委員、IT総合戦略本部パーソナルデータ検討会座長、人事院交流審査会会長、東京神奈川情報公開・個人情報保護審議会会長、国立図書館資料利用制限審査会会長、消費者庁消費者安全調査委員会委員長、内閣府公文書管理委員会委員長

令和2年6月30日 小法廷判決

ふるさと納税制度にかかる告示における寄付金の募集及び受領について定める部分は、違法とした。(全員一致)

令和2年11月18日 大法廷判決

令和元年7月21日施行の参議院議員選挙において選挙区選出の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたということとはできないという多数意見に対し、投票価値の不均衡は、違憲であったとする反対意見を述べた。

令和2年11月25日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる。(全員一致)

令和2年12月22日 小法廷決定

袴田事件の再審請求を棄却した原決定について、審理不尽の違法があり、再審開始すべきと反対意見を述べた。

令和3年6月15日 小法廷判決

刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象になるとした。(全員一致。裁判長。補足意見付加)

令和3年6月23日 大法廷決定

夫婦が夫または妻のいずれかを称する夫婦同氏を義務付ける規定の民法750条、夫婦が称する氏を婚姻届の必要事項としている戸籍法74条1号は、憲法24条に違反するという反対意見を多数意見に対して述べた。

(多数意見、補足意見付加)

令和3年(2021年)7月6日 小法廷判決

辺野古サンゴ 沖縄県知事の敗訴確定 最高裁判所小法廷

裁判長裁判官 **×** 林道晴 裁判官 **×** 戸倉三郎 ◎宮崎裕子 ◎宇賀克也 **×** 長嶺安政

心構え 大学卒業以来40年以上、法律学の研究教育に携わると共に、審議会等で、様々な法律・条例の制定・改正に従事。様々な意見に謙虚に耳を傾け、一つ一つの事件を真摯に検討していきたいと思えます。

④ 堺 徹

地検、公安部長、東京地検特捜部長、東京高検次席検事、東京高検検事長

最高裁判所において関与した主要な裁判 なし

心構え

憲法の番人として、大変重い役割を担い、社会に大きな影響を与えることもある。
主として、複雑困難な事件の捜査・公判に関与し、専門的知識、組織の有り様、事件の背景などから、最善の判断に達するようにし、公平公正な裁判を実現し国民の期待と信頼に応えたい。
当事者の意見に十分耳を傾けると共に、同僚判事の評議で思考を深め、学び続け、謙虚な姿勢で職務を遂行していきたい。

⑤林 道晴

地裁 最高裁民事・行政・経理局長 最高裁首席調査官

令和2年11月18日 大法廷判決

改正後の公職選挙法14条（選挙区選出）参議院議員の定数配分規定の下での選挙区間に於ける投票価値の不均衡は、意見の問題が生ずる程度の著しい不平等状態とは言えず、どう規定が憲法14条第1項に違反するに至っていたということはできない。（多数意見）

令和2年11月25日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議会に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる。
（全員一致）

令和2年12月22日 小法廷決定

袴田事件の再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある。（多数意見）

令和3年7月30日 小法廷決定

証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があったとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある
（全員一致）

令和3年（2021年）7月6日 小法廷判決

辺野古サンゴ 沖縄県知事の敗訴確定

裁判長裁判官 **×** 林道晴 裁判官 **×** 戸倉三郎 ◎宮崎裕子 ◎宇賀克也 **×** 長嶺安政

心構え 最高裁は書面審理が基本であるが、弁論の期日が開かれる事件では、当事者による活発な弁論がなされるよう工夫しています。

⑥岡村 和美

弁護士出身 アメリカニューヨーク州弁護士登録 法務省、検察庁検事、消費庁長官、

令和2年10月23日 大法廷判決

参議院議員(比例代表) 議員の選挙について、特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法43条1項に違反するものではないとした。（全員一致）

令和2年11月25日 大法院判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる。

(全員一致)

令和3年2月24日 大法院判決

電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約締約国に所在し、どう記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合、国際捜査共助によることなく、リモートアクセス及び同記録の複写を行うことは許されるとした。(全員一致)

令和3年2月24日 大法院判決

市長が都市公園内の国公有地に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して、同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当する。

(多数意見)

令和3年6月23日 大法院決定

夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称するとする民法750条及び夫婦が称する氏を婚姻届けの必要的記載事項と定めた戸籍法74条1号の各規定は憲法24条に違反し無効であるとは言えない。

国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待する。

(多数意見、補足意見付加)

心構え 事案を多角的にとらえて検討していきたい。

⑦ 三浦 守

検事、法務省検事局、大臣官房審議官、地検・高検検事長

令和元年9月13日 小法院判決

諫早湾(いさはやわん)排水門解放を命じた確定判決に対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求権の消滅のみでは、異議事由にならないとして、原判決を破棄して差し戻した。(全員一致)

令和2年2月28日 小法院判決

トラック運転手が業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認められる額について、会社に対して求償する事ができるとした。(全員一致、補足意見付加)

令和2年11月18日 大法院判決

最大格差3倍の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は、違憲状態にあったとする意見を付した。

令和3年2月24日 大法廷判決

市長が都市公園内の国公有地に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して、同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当し、違反するとした。（多数意見）

令和3年4月26日 大法廷判決

集団予防接種等によって、B型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性肝炎の沈静化後の再発による損害について、その再発の時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した（全員一致、裁判長補足意見付加）

令和3年6月23日 大法廷決定

夫婦同氏制を採用する民法、夫婦の氏に関する法制度について合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは、憲法24条に違反するとの意見を付した。

心構え 司法は国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。

法の支配と個人の権利利益の救済という司法の責任の重さを痛感。誠実に事実を見定め、公平公正な判断を目指す。

そのためには、高い段から見下ろすと言う姿勢ではなく、それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張を十分耳を傾けることが何より大切と考えます。

そして自らの良心に問いかけながら、広い視野の下、多角的検討と深い洞察をできるよう研鑽を重ねます。

⑧草野耕一

慶応大学院教授、東大大学院・ハーバード大学院客員教授

令和元年9月13日 小法廷判決

漁業権に基づく諫早湾潮受堤防排水門解放に対する国の請求異議を認容した原判決を破棄した多数意見に賛同しつつ、意見を述べた。

経済的利益の漁業権に基づく物的請求権の行使は、権利侵害を除去するための費用が回避できる損害額を上回り、請求権者が被った損害が全額弁償されているならば、権利の乱用の法理時によって抑止されるべきと付加して、原判決を破棄して差し戻した。（全員一致）

令和2年2月28日 小法廷判決

運送会社従業員トラック運転手が業務中に起こした交通事故により等従業員が被害者に対して、これを賠償金を支払った場合には、金額の全部、または一部を会社に対し求償する事ができるとし補足意見を付した。

運送会社が大手上場会社であり、被請求者は大半を負担すべきであり、全額負担すべき場合もある。従業員の私的負担とすれば著しい不利益となるのに対し、多数の運転手を用いて運送業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発的財務事象として合理的に対応する事が可能であ

り、最終的利益帰属主体の株主は分散投資により、負担リスクは事故の選好により調整が可能である。

令和年9月16日 小法廷判決

タトゥーの施術が医師法違反か否かを問われ事件に対して医師法違反にならないとして、補足意見を付した。健全な動機からタトゥーの施術を求めるものも少なくないと考えたとタトゥー乗せ術に対する重要そのものを否定すべきいわれはなく、そのような社会を強制的に作り出すような法解釈を行う事は、福利の最大化という立法の理念に反している。

(全員一致、補足意見付加)

令和2年11月18日 大法廷判決

最大格差3倍の参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投票価値の不均衡は、違憲状態にあったとする意見を付した。

令和3年6月23日 大法廷決定

夫婦同氏制を採用する民法、夫婦の氏に関する法制度について合憲として抗告を棄却した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないことは、憲法24条に違反するとの反対意見を述べた。

心構え 法の解釈が変われば人の行動が変わり、社会のありようが変わり、司法はこの動きを心に刻み、微力ながら豊かで、公正で、寛容な社会の形成に資する判決・決定に傾注したいと思います。

⑨渡邊 恵理子

弁護士登録 ワシントン州立大学ロースクール修了 海外法律事務所勤務公正取引委員会事務総局、慶応義塾大学法科大学院教授、NHK放送協会経営委員、司法試験審査委員、御茶の水女子大学監事

最高裁判所において関与した主要な裁判 なし

心構え 法の番人として、最高裁の判断が先例、規範隣使われていく影響を想定し、最善の努力をする。女性法律家の数が増えること、女性全体に機会が与えられることは重要です。

10) 安浪 亮介

地裁、高裁事務局長、最高裁人事局長、大阪高裁長官、

最高裁判所において関与した主要な裁判 なし

心構え 最終審の判断の重さを自覚し、中立公正の立場で、誠実に向き合い判断すること。虚心坦懐に、じっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くこと。国際的紛争も裁判所に持ち込まれます。変化が激しく、価値観の多様化の現代社会において事件が多発し、日本のこれまでの歩みを正確に認識し、将来のあり方を見定め、世界の動きについても理解する。

好きな言葉「熟議」の意味するとおり、たくさんの知恵を出し合って評議を尽くします。

11) 長峰 安政

外務省入省、経済局以降在米大使館にて勤務。内閣法制局参事官補、外務省国際法局長、オランダ大使、韓国大使、英国大使

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和3年6月23日 大法廷決定

民法及び戸籍法に際しての夫婦の氏の定めに関する規定は憲法24条に違反しないと判断。(多数意見)

その上で夫婦同氏制の合理性に関わる事情の変化いかんによっては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、この性格にふさわしい解決。

令和3年9月7日 小法廷判決

被告人が心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、なんら事実調べせず、完全責任能力を認めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差し戻しとした(全員一致、裁判長)

令和3年(2021年)7月6日 小法廷判決

辺野古サンゴ 沖縄県知事の敗訴確定 最高裁判所小法廷

裁判長裁判官 **×** 林道晴 裁判官 **×** 戸倉三郎 ◎宮崎裕子 ◎宇賀克也 **×** 長嶺安政

「最高裁にも主張受け入れられた」沖縄県の訴え棄却 加藤官房長官が認識
沖縄知事「主張の正当性を確信」最高裁判決を受け強調 反対意見を評価
反対意見「追い風に」沖縄県、不承認へ理論構築
地方自治を揺るがす判決
(沖縄タイムスより)